

部長会議の概要

- 1 開催日時：平成21年10月22日（木）8：50～9：35
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：知事、副知事、各部局長等
- 4 欠席者：江畑副知事、健康福祉部長、防災危機管理部長（代理出席：危機管理監）、農水商工部理事（代理出席：農水商工部商工・科学技術振興分野総括室長）、農水商工部観光局長（代理出席：農水商工部観光分野総括室長）、四日市県民センター長（代理出席：県民防災室長）、尾鷲県民センター長（代理出席：県民防災室長）
- 5 議事概要：以下のとおり
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

（重要情報共有化）

議題1：平成21年度総勤務時間上半期実績及び年間見込みについて（総務部）

● 資料1に基づき説明

☆ 年間見込みの9%増のうち8%は休憩時間の15分が影響しているということだが、それにしても1ポイントは増加する見込みなので、意識改革によって改善して欲しい。

☆ 部長や室長がきちんとチェックすることが大事ではないかと思う。意識改革も含めて対応してもらう必要がある。管理職がきちんと見ていくということが大事だと思う。

今年の人事委員会の勧告では、本給を上げるという全国では三重県だけという現象が起こっているが、県民感情からいけば、事業の見直し、選択と集中ということをやりながら、総勤務時間の縮減について効果が表れるようにしてもらいたい。

議題2：地方分権改革推進委員会の第3次勧告について

（政策部）

● 資料2に基づき説明

- 第2次勧告の4076項目について、庁内で調査した結果、対応が必要となると考えられるものが、約3000項目あったということ。また、第3次勧告の892項目のうち、103項目は早急にという情報もあり、県においても条例改正等の対応をよろしく願いたい。

- ☆ 第3次勧告の892項目には市町村に関するものも含まれるのか？保育所の設置基準等はどうか？
- 892項目には市町村分も含まれる。保育所の設置認可は県事務であるので、県が対象である。
- ☆ 県で基準を策定するとなれば、説明責任をきちんと果たせるようにすることが必要。そのためには、調査などの作業が発生すると思うが、そのための事務についても留意する必要がある。
- ☆ 義務付け・枠付けの見直しによって、国の基準が全くなくなるのではなく、標準的な基準等は提示されると思う。
- ☆ 例えば、保育所基準についても、県内の市町によって状況は違うのであり、県一律でなく、市町に裁量を与えるような基準も考えられるのではないか。
- 許認可権が県にある場合は、許認可によって県が一定の財政負担を負うといったケースもあり、全体を見てよく考えなければならない。
- ☆ 優先的に取り組むとされている103項目については、情報収集を行って、きちんと対応する必要がある。

(その他)

その他1：情報公開、文書管理の事務の適正な実施について (政策部)

- 資料に基づき説明
- 政策部内で情報公開にあたり、公文書ではなく担当者のメモを添付するという事案が発生した。今回の事例を通じ、公文書と組織で共有されていない文書を明確に区分し文書管理をすることとともに、情報公開制度が、県民の知る権利を尊重し県民への説明責任を果たすものであることを踏まえ、正確を期し誤解を招かないよう慎重に事務を行うことについて改めて認識を深める必要がある。
政策部内では、この事例と留意点について、管理職への研修を行い、管理職が部内職員に徹底する対策をとったところであり、各部局においても、文書管理、情報公開事務を適正に実施する上での参考とされたい。

以上